

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年3月25日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

()

問2【道路交通法】

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両(軽車両を除く。以下この問において同じ。)が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類等の提示を求め、当該車両の装置について検査をすることができる。

()

問3【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

()

問 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者、特定自動運行保安員、その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

()

問 5 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を本社において1年間保存しなければならない。

()

問 6 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

この基準は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。

労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

()

問 7 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その氏名を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

()

問 8 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合には、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、遅滞なく届け出なければならない。

()

問 9 【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

()

問 10 【貨物自動車運送事業法】

事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣に届けなければならない。

()

問 11 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問 1 2 【労働安全衛生法】

労働者は、労働安全衛生法の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

()

問 1 3 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が貨物自動車運送事業法若しくは貨物自動車運送事業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

()

問 1 4 【貨物自動車運送事業報告規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

()

問 1 5 【貨物自動車運送事業法】

真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価を書面に記載又は口頭で相互に交付しなければならない。

()

問 1 6 【道路運送車両法】

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問 1 7 【道路運送法】

国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

()

問 1 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

()

問 1 9 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。当該規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、本法に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

()

問 2 0 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第13条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

()

問 2 1 【貨物自動車運送事業法】

貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車運送事業を営む旨の届出をした後、速やかに、事業者ごとに、貨物軽自動車安全管理者一人を選任しなければならない。

()

問 2 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を必要に応じて選任しておかなければならない。

()

問 2 3 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならず、国土交通大臣は、この規定に違反する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

()

問 2 4 【労働基準法】

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

()

問 2 5 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

()

問 2 6 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用するときは、国土交通省令で定める場合を除き、当該他の一般貨物自動車運送事業者に対し、運送の役務の内容及びその対価等の事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法第 3 条第 1 項の規定による書面の交付（同条第 2 項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。）をしたときは、当該書面に記載した事項については記載することを要しない。

()

問 2 7 【道路交通法】

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の運転者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

()

II. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問28【貨物自動車運送事業法施行規則】

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項（軽微な事項等）に該当するもの×を記入しなさい。（完全解答式）

- ア. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更 ()
- イ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の変更 ()
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ()
- エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ()

問29【道路交通法】

交通事故があった場合、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員が直ちに講じなければならない措置として道路交通法に規定されているものとして正しいものを1つ選び、()内に記入してください。

- ア. 運行管理者へ報告し、指示を仰ぐこと
- イ. 積載物の損傷の程度を調べ、荷主へ報告すること
- ウ. 車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止すること ()

問30【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。対象となる運転者として正しいものには○を、そうでないものには×を()内に記入してください。（完全解答式）

- ア. 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者 ()
- イ. 運転免許証の更新を行った者 ()
- ウ. 高齢者（65才以上の者をいう。） ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年3月25日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第10条第1項)

誤: あらかじめ届けなければならない。

正: 認可を受けなければならない。

(×)

問2 (車両の検査等) 【道路交通法】

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両(軽車両を除く。以下この問において同じ。)が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類等の提示を求め、当該車両の装置について検査をすることができる。

(第63条)

(○)

問3 (輸送の安全性の向上) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(第13条)

(○)

問4 (過積載の防止)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者、特定自動運行保安員、その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第4条)

やむを得ない事由があっても例外はない。(×)

問5 (事故の記録)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を本社において1年間保存しなければならない。

(第9条の2)当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間 (×)

問6 (目的等)【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

この基準は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。

労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。

(第1条)

(○)

問7 (運行管理者)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者又は運行管理補助者を選任しなければならない。また、当該規定により運行管理者又は運行管理補助者を選任したときは、遅滞なく、その氏名を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(第16条第1,3項)

「又は運行管理補助者」の一文は不要(×)

問 8 (届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合には、許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、遅滞なく届け出なければならない。

(第44条)

(○)

問 9 (時間外、休日及び深夜の割増賃金) 【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(第37条)

(○)

問 1 0 (輸送の安全に関する業務の管理の受委託) 【貨物自動車運送事業法】

事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣に届けなければならない。

(第29条)

届けなければならない→許可を受けなければならない(×)

問 1 1 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条第1項)

(○)

問 1 2 (健康診断)【労働安全衛生法】

労働者は、労働安全衛生法の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

(第66条第5項)

(○)

問 1 3 (運行管理者資格者証の返納)【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が貨物自動車運送事業法若しくは貨物自動車運送事業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

(第20条)

(○)

問 1 4 (臨時の報告)【貨物自動車運送事業報告規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

(第3条)

(○)

問 1 5 (書面の交付)【貨物自動車運送事業法】

真荷主(自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。)及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価を書面に記載又は口頭で相互に交付しなければならない。

(第12条第1項)

口頭は認められない(×)

問 1 6 (継続検査) 【道路運送車両法】

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

(第 6 2 条)

自動車検査証の写し→自動車検査証 (×)

問 1 7 (運送に関する命令) 【道路運送法】

国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、かつ、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

(第 8 4 条第 1 項)

(○)

問 1 8 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、1 週間ごとに、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

(第 9 条の 3 第 1 項)

第 7 条第 3 項に規定する業務を含む運行ごと (×)

問 1 9 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。当該規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、本法に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

(第 3 条、第 7 条第 1 項)

(○)

問 2 0 (変更登録)【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第13条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

(第12条第1項)

使用者の氏名の変更は変更登録に該当しない。(×)

問 2 1 (貨物軽自動車安全管理者の選任等)【貨物自動車運送事業法】

貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車運送事業を営む旨の届出をした後、速やかに、事業者ごとに、貨物軽自動車安全管理者一人を選任しなければならない。

(第36条の2第1項)

事業者ごとに→営業所ごとに(×)

問 2 2 (過労運転等の防止)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を必要に応じて選任しておかなければならない。

(第3条第1項)

必要に応じて→常時(×)

問 2 3 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならず、国土交通大臣は、この規定に違反する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(第26条第3項、第4項)

(○)

問 2 4 (賠償予定の禁止)【労働基準法】

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

(第16条)

誤：契約をしなければならない。

正：契約をしてはならない。(×)

問 2 5 (異常気象時等における措置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(第 1 1 条)

(○)

問 2 6 (他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置)

【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用するときは、国土交通省令で定める場合を除き、当該他の一般貨物自動車運送事業者に対し、運送の役務の内容及びその対価等の事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法第 3 条第 1 項の規定による書面の交付（同条第 2 項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。）をしたときは、当該書面に記載した事項については記載することを要しない。

(第 2 4 条第 2 項)

(○)

問 2 7 (使用者に対する通知) 【道路交通法】

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の運転者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

(第 1 0 8 条の 3 4)

当該車両等の運転者に対し→当該車両等の使用者に対し (×)

II. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問28 (事業計画の変更の認可の申請) (事業計画の変更の届出)

【貨物自動車運送事業法施行規則】

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項（軽微な事項等）に該当するもの×を記入しなさい。（完全解答式）

- ア. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更 (○)
- イ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の変更 (○)
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 (○)
- エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 (×)

(第5条、第7条)

問29 (交通事故の場合の措置) 【道路交通法】

交通事故があった場合、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員が直ちに講じなければならない措置として道路交通法に規定されているものとして正しいものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 運行管理者へ報告し、指示を仰ぐこと
- イ. 積載物の損傷の程度を調べ、荷主へ報告すること
- ウ. 車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止すること

(第72条)

(ウ)

問30 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。対象となる運転者として正しいものには○を、そうでないものには×を()内に記入してください。(完全解答式)

(第10条第2項)

- | | |
|--------------------------|-------|
| ア. 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者 | (○) |
| イ. 運転免許証の更新を行った者 | (×) |
| ウ. 高齢者(65才以上の者をいう。) | (○) |

令和8年3月25日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位：人

	R8.3.25	
受験者数	11	
合格者数	9	

※「受験者数」は欠席者を含む。